

取扱区分：「公開」

令和7年第2回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和7年2月10日（月）10時00分

於：周南市役所 多目的室

令和 7 年第 2 回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和 7 年 2 月 1 0 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分 ～午前 1 0 時 1 6 分

2 場 所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 15人

1 番	林	俊	一	3 番	野	村	邦	幸
4 番	重	永	正	人	5 番	佐	伯	伴
6 番	笠	井	保	雄	7 番	河	内	邦
8 番	藤	原	典	子	9 番	佐	伯	信
11番	秋	貞	啓	子	12番	藤	井	孝
13番	山	下	敏	彦	15番	市	川	進
16番	有	馬	俊	雅	17番	兼	重	智
18番	田	中	榮	作				

(2) 欠席委員 4人

2 番	歳	光	時	正	10番	高	橋	恵
14番	瀧	山	美	智子	19番	白	石	純

(3) 事務局職員 4人

局 長	中	山	浩	毅	次 長	中	村	仁	紀
次長補佐	神	本	和	典	書 記	山	崎	絵	美

(4) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第3号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第4号	農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消申請について	1件
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	1件

第3 報告事項

報告第8号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	5件
報告第9号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について	4件
報告第10号	農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	1件
報告第11号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について	15件
報告第12号	現況が農地でないことの証明等について	6件
報告第13号	周南市内の農地賃借料情報について	1件
報告第14号	農地利用最適化推進委員の死亡について	1件

中山事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中15人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、2番・歳光時正委員、10番・高橋恵委員、14番・瀧山 美智子委員、19番・白石 純治委員の4人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

恐れ入りますが、お送りした「令和7年第2回農業委員会議案」の3ページの議案第5号番号1番については、許可申請の取り下げがあり欠番となります。

これに関連して、「2月分議案（転用）に係る参考資料」の1ページから5ページも削除いたします。

また、議案等についての発言の際は、着席のままでお願いします。
それでは、議長よろしくをお願いします。

開会（午前10時00分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和7年第2回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議長より指名いたします。

3 番・野村邦幸委員、4 番・重永正人委員のご両名にお願いいたします。

議事日程第 2、議決事項に入ります。

議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」、番号 1 番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

中村事務局次長

1 ページの議案第 3 号は、1 議案 1 件です。

番号 1 番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田 8 筆と畑 2 筆の面積が 10,646 平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は高齢のため同居する子に営農を託すこととしたため譲り渡すものです。

譲受人は、父の営農作業を手伝っていたが、ほ場整備計画を機に営農事業を引き継ぐこととしたため譲り受けるものです。

農地法第 3 条第 2 項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

市川委員

15 番市川委員

15 番市川です。番号 1 番について、補足説明します。

去る 1 月 27 日に事務局と 2 人で現地確認をいたしました。

また、申請人とは後日、電話にて意思確認をしました。

申請内容については、事務局の説明のとおりで間違いありません。

ん。

申請地の地目は田と畑ですが、譲渡人は高齢であるため、同居する譲受人に今回譲り渡すことにしたそうです。

譲受人は会社に勤務する傍ら父の営農作業に協力してきたが、圃場整備事業の計画を機に営農事業を引き継ぐことにしたそうです。

申請地の現状は、水稻栽培、畑でナス、うど、カボヤ、豆等の季節野菜、お茶を作付けされていました。今後も水稻等として利用したいとのことです。

家族と一緒に農業に取り組みたいとのことです。

調査項目に従って調査しましたが問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

ありがとうございました。

議長（山下会長）

それでは、議案第3号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第3号、番号1番は、許可と決定いたします。

次に、議案第4号、「農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

2ページの議案第4号は、1議案1件です。

中村事務局次長

番号1番についてご説明いたします。

本件は、令和6年11月11日付けの周南市農業委員会議案第46号番

号3番として、審議を経て許可したものに関連します。

今回、許可を受けた譲受人から、申請地での耕作ができなくなったため、農地の権利移動の許可処分の取消申請がありました。

所有権については、移転されていないことを登記の全部事項証明書で確認しております。

許可処分の取り消しが適当と考えられます。

以上でございます。

ただ今の議案第4号番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第4号番号1番について、採決を行います。

本件は、申請どおり許可処分を取り消すことについて、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第4号番号1番の許可処分の取消申請は、許可処分を取り消すことと決定いたします。

次に、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

3ページの議案第5号は、1議案1件です。

番号2番についてご説明いたします。

譲受人が代表を務める自動車販売会社には既存の資材置場がありますが、事業拡大に伴い、新たな資材置場が必要となったことから、譲受人は、申請地を譲り受け、タイヤ及びバンパー置場として848.00平方メートルを擁する資材置場を整備しようとするものです。

譲渡人は、譲受人から希望があったことから、譲受人に譲り渡す

議長（山下会長）

神本次長補佐

ものです。

申請地は、勝間駅から南東へ約450メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の6ページから10ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、譲受人の既存施設については、位置図や写真によりその利用状況を確認しております。

また、申請地の工事完了後は、資材置場として継続して使用する旨の誓約書が提出されています

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河内委員

7番河内委員

7番河内です。番号2について補足説明をします。

12月24日に事務局と推進委員と現場調査をしました。内容については事務局で説明されたとおりです。

又、後日申請者と確認をしました。

現況は自己管理の遊休農地です。

譲受人は自動車修理及び自動車用品の販売業を営んでおり事業拡張のため保管地が必要になった、適地をさがしておりました、事業用地として適地であり、譲受の要望をしたところ応じてもらえることになったのです。

譲渡人は高齢になり又、遠隔地に住んでおり申請地の管理にこまっていたところ、譲渡することにした。

進入路のための加工はしないとの事です。

また、安全対策としてロープ等で囲い、置き場であるので景観に

ついて注意を払うとのことでした。

調査結果、項目のチェックリストにあっており別に問題ないともいます。

以上調査結果を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第5号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第5号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第5号、番号2番は、許可と決定いたします。

次に、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第8号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

4ページから6ページの報告第8号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は5件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第8号を終わります。

続きまして、報告第9号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より説

明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

7 ページ及び8 ページの報告第9号は、市街化区域内にある農地等をあらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、4 件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第9号を終わります。

続きまして、報告第10号「農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

9 ページの報告第10号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、1 件です。

農地法施行規則第53条第5号に規定された周南市が行う周南市道の駅ソレーネ周南駐車場再編整備事業のための恒久転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第10号を終わります。

続きまして、報告第11号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

10ページ及び11ページの報告第11号は、非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、事務局判断により非農地扱いとした土地又は農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものについて、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱の規定に基づき、総会へ非農地であることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希望のあった15件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手続を補完するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第11号を終わります

続きまして、報告第12号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

12ページ及び13ページの報告第12号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は6件です。

非農地判断の結果、非農地であると決定し、非農地証明書を交付

議長（山下会長）

しました。

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第12号を終わります。

続きまして、報告第13号「周南市内の農地賃借料情報について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

14ページの報告第13号は、農地法第52条の規定により、農地の賃貸の情報として、令和6年1月から12月までに、農地法第3条許可により設定された賃貸借及び改正前の農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定された賃貸借における賃借料を集計し、その平均値を求めた10アール当たりの賃借料水準を取りまとめたので、別紙「周南市賃借料情報」のとおりご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第13号を終わります。

続きまして、報告第14号、「農地利用最適化推進委員の死亡について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

14ページの報告第14号は、第1区、徳山・大津島区域を担当する農地利用最適化推進委員が本年1月にご逝去されたことを報告するものです。

この総会での報告を経て、周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則に従い、推進委員の補充に向けた事務手続きを行うこととなります。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第14号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和7年第2回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

閉会（午前10時16分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和7年2月10日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 野 村 邦 幸

署名委員 重 永 正 人